

「シンジケート・ローンにおける電子記録債権の利用に関する検討（最終報告）」  
のJSLA会員向け公表にあたって

電子記録債権制度については、従来の指名債権及び手形債権に内在する問題を解消するため、指名債権とも手形債権とも異なる新たな類型の金銭債権を創設し、事業者の資金調達の円滑化等を図ることが目的とされ、電子記録債権法が、2007年6月に成立、2008年12月に施行され、現在では、一部の電子債権記録機関が開業を迎えています。

制度委員会では、電子記録債権のシンジケート・ローン取引への適用の可能性につき、法施行前の2008年5月に「シンジケート・ローンにおける電子記録債権の利用に関する検討（中間報告）」として、中間報告を取り纏め、公表しております。今般、法施行や記録機関の開業等の実務の動向を踏まえ、最終報告を取り纏め、公表することと致しました。

本報告においては、(i)法的論点の再整理として、森・濱田松本法律事務所様よりメモランダム「シンジケート・ローンにおける電子記録債権の利用についての（再）整理及び検討」を作成いただき、また、(ii)実際の契約書の条項例として、長島・大野・常松法律事務所様の監修のもと「電子記録債権型シンジケート・ローン契約書（タームローン／並存型）の条項例について」を作成致しました。これらにあたっては、森・濱田松本法律事務所の佐藤 正謙弁護士・粟生 香里弁護士、長島・大野・常松法律事務所の樋口 孝夫弁護士・井本 吉俊弁護士・藤本 祐太郎弁護士等両法律事務所の諸先生方の多大なお力添えを頂いています。

本WGといたしましては、今回公表する諸資料が、電子記録債権制度を利用したシンジケート・ローン取引の拡大やシンジケート・ローン市場の発展の一助になれば幸いです。

2012年6月

制度委員会 電子記録債権WG

WGリーダー 三井住友銀行

WGメンバー あおぞら銀行、オリックス、信金中央金庫、第一生命保険、  
農林中央金庫、野村證券、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、  
三井住友信託銀行、三菱東京UFJ銀行

（制度委員会）

委員長 三井住友銀行

委員 あおぞら銀行、オリックス、損害保険ジャパン、農林中央金庫、  
野村證券、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、三井住友信託銀行、  
三菱東京UFJ銀行